

特記仕様書

第1条 工期

工期には、作業日数、準備日数、後片付日数のほか休工期（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工期）及び連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）を含むものである。

第2条 安全訓練等の実施

1. 本工事の施工に際し、現場に則した安全訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択した安全訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚教材による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2. 安全訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じ安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3. 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練等の実施状況を別紙様式により作成し、記録して報告するものとする。

第3条 公共事業労務費調査に対する協力

1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また本工事の工期経過後においても同様とする。

2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。

3. 共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票の提出が行えるよう、受注者は労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様に義務を負う旨を定めなければならない。

第4条 工事カルテ作成・登録

受注者は、受注時又は、変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、（一般財団法人）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。